県工事成績調書作成要領の一部を改正する要領

県工事成績調書作成要領(平成15年7月14日施行)の一部を次のように改正する。

改正後(新)	改正前(旧)
第1から第5まで(略)	第1から第5まで(略)
第6 (略) 2 (略) 3 前項の採点運用表による考査の際、次の各号に掲げる判定等については、当該各号の定めるところにより適切に設定する。 (1)土木工事関連で、出来形及び品質のばらつきの判定は、別図、別表3及び	各号の定めるところにより適切に設定する。 (1)土木工事関連で、出来形及び品質のばらつきの判定は、別図 <u>及び</u> 別表3によ
<u>別表4</u> による。 (2)から(別表3)まで(略)	る。 (2) から(別表3)まで(略)
(別表4) ICT 活用工事における出来形のばらつき判定について (1) 出来形のばらつき判定は、「出来形合否判定総括表」において、規格値の ±80%又は±50%以内のデータ数の割合で判定すること。その際、データ 数の80%以上が適合していれば、範囲内に収まっていると判断して良いこととする。	
(2) 従来工法による施工と ICT 施工が混在する場合のばらつき判定は、それぞれの基準で判定して低い方の評価とすること。	

改正後 (新)	改正前(旧)
様式-31-2	
別定項目	
様式第1号から別記様式まで(略)	様式第1号から別記様式まで(略)

改正後(新)

工事成績調書の考査項目別採点運用表 別紙-1① y e s の場合「1」、n o の場合「0」、対象外: 「対象外」、のいずれかとする。 記入方法] 評価する項目の口の左のチェ 黄色: 入力簡所 (監督員・主任監督員) 評定結果 適合率 考查項目 未入力 .施工体制 I.施工体制一般 (評価項目) 【共通】 □ 施工体制が不備であり、監督職員から文書により改善指示を行った。 口施工体系図に記載のなかった業者が作業していた。 □施工体制台帳及び施工体系図に記載されている主任技術者が、本人ではなかった。 口その他(□ 元請負人が下請工事の施工に実質的に関与していないことが確認された。 上記項目のいずれかに該当すれば・・・・・・・e (施工体制が不備である) 【共通】 工事カルテの登録が、監督職員の確認を受けた(建築、機械、電気は監督員に報告した)上で契約後10日以内に行われていた。 □ 元請負者として、下請負契約の内容を把握・確認し、適切に下請負承認等の手続がされ、施工体系図等が提出されていた。 □ 品質証明では品質証明員及び資格が確認でき、品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたり、よく把握されていた。(条件明示されている場合) □ 「建設業許可票」、「労災保険成立票」及び「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識(シール)」の標識が現場に掲示されていた。 🔲 建設業退職金共済制度等の適切な退職金制度の加入が確認され、証紙の配布先及び配布状況が帳簿等により適切に把握されていた。 工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっていた。 □ 工事の火災保険等に、適切な内容と期間で加入していた。 (設計図書に定めのある場合) □ その他(理由: □ 当初及び変更後の施工体制台帳等(下請契約書(写)を添付)が現場に備え付けられ、かつ、それらの写しが提出されていた。 □ 施工体系図が、常に工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていた。 ※評価対象項目数が2項目以下の場合はご評価とする。 ※評価対象項目が0/1評価できない場合は中間評価「0.5」入力可とする。 適合率が90%以上・・・・・・・・a(施工体制が適切である) 適合率が80%以上~90%未満・・・・b(施工体制がほぼ適切である) 適合率が60%以上~80%未満・・・・。(他の事項に該当しない) 適合率が60%未満・・・・・・・・d (施工体制がやや不備である) Ⅱ.配置技術者 評定結果 適合率 評点 チェック欄 (現場代理人等) (評価項目) 【共通】 □ 現場代理人等の技術者配置が不備で、監督職員が文書により改善指示を行った。 □現場代理人が実質的に常駐していなかった。 口主任技術者が実質的に専任されていなかった。(請負金額が建築一式工事で<u>8000</u>万円以上、その他の工事で<u>4000</u>万円以上の場合) 口監理技術者が実質的に専任されていなかった。(建築<u>一式工事において請負金額が8000万円以上かつ下請負契約の総額が7000万円以上、その他の工事で下請負契約の総額が4500万円</u> 口監理技術者が所持する監理技術者資格者証の該当資格、有効期間等が適切でなかった。(下請契約の総額が建築一式工事で<u>7000</u>万円以上、その他の工事で<u>4500</u>万円以上の場合) 口その他(□ 専門技術者が配置されていなかった(専門技術者を配置すべき場合)。 1 項目でも該当すれば・・・・・d (技術者の配置がやや不備である) 2項目以上の該当があれば・・・e (技術者の配置が不備である) 【共通】 □ 現場代理人として、工事全体の把握ができていた。 □ 現場代理人として、監督職員との連絡調整を書面で行っていた □ 主任技術者又は監理技術者として技術的判断にすぐれ良好な施工に努めた。 □ 施工に先だち、創意工夫又は提案をもって工事を進めていた。 □ 契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っていた。 □ 設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応していた。 作業環境等(現場・気象・地質条件)の困難克服に努めていた。 □ 下請の施工体制、施工状況を常に把握し、適切に監理していた。 □ 作業主任者を選任し、配置していた。 □ その他(理由: ※評価対象項目数が2項目以下の場合はご評価とする。 ※評価対象項目が0/1評価できない場合は中間評価「0.5」入力可とする。 適合率が90%以上・・・・・・・・。(技術者が適切に配置されている) 適合率が80%以上~90%未満・・・・b(技術者がほぼ適切に配置されている) 適合率が60%以上~80%未満・・・・・ c (他の事項に該当しない) 適合率が60%未満・・・・・・・・d (技術者の配置がやや不備である)

改正前(旧)

別紙-1① [記入方法] 評価する項	目の□の左のチェック欄は、	yesの場合			象外:「対象	外」、のいずれ	かとする。			黄	色 : 入力箇所	(監督員・主任監督員
考査項目	チェック欄	評定結果 未入力	適合率	評点								
1.施工体制 I.施工体制一般	(評価項											
	口 宛江	体制が不備であ 負人が下請工事 上記項目の	□施工体系図 □施工体制台 □ そ の 他 □施工に実質的	図に記載のなか 台帳及び施工体 ()に関与していた	った業者が作 系図に記載さ ないことが確	F業していた。 なれている主任技)	
	□ 元請□ 品質言□ 品質言□ 建設□□ 工事□□ 工事	カルテの登録が. 負者として、下! 証明では品質証! は業許可票」、	情負契約の内容 月員及び資格が 労災保険成立 夏等の適切な退 員、機械配置の	学を把握・確認(「確認でき、品) 票」及び「建設 『職金制度の加』 「施工となって(し、適切に下 質証明の時期 業業退職金共済 入が確認され いた。	請負承認等の手・確認項目が、 ・確認項目が、 ・新度適用事業 3 、証紙の配布先	続がされ、施工 工事全般にわた E工事現場標識 及び配布状況か	□体系図等が提品 こり、よく把握る (シール)」の	以内に行われていた 出されていた。 されていた。(条件 標識が現場に掲示 適切に把握されてし	-明示されている場 されていた。	合)	
	□ 施工 ※評価対	本系図が、常に 象項目数が2項 象項目が0/1評価 適合率が9 適合率が8 適合率が6	E事関係者及び 目以下の場合は できない場合は ○%以上・・・ ○%以上〜9 ○ ○%以上〜8 ○	公衆が見やすし t c 評価とする。 は中間評価「0.5 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ハ場所に掲げ ・・・コ(施工 ・・・b(施工 ・・・c(他の	られていた。	る) である) い)	それらの写しが扱	是出されていた。			
II. 配置技術者 (現場代理人等)		代理人等の技術 技術者が配置さ 1項目でも	字 管配置が不備で 日現場代技術者 日監理技術者 日監理技術者 日本の他 なていなかった 該当すれば・・・	人が実質的に常 者が実質的に専 者が実質的に専 者が所持する監 (・ (専門技術者	駐していなか 任されていな 任されていな 理技術者資格 を配置すべき 術者の配置が	いった。 なかった。(請負 なかった。(<u>下請</u> 含者証の該当資札 場合)。	金額 <u>及び下請負</u> 負契約の総額か 3、有効期間等	が建築一式工事で	で6000万円以上、そ	の他の工事で4000		合) その他の工事で <u>4000</u> 万円以
	現場任工の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	代代で、理想をは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	監督職員として 監 で で で で で で で に に に に に に に に に に に に に	終調整を書面 ・ 物的判断にする ・ もって、現場により ・ 別達があった場所 ・ 一 の 困難切に ・ 選切にこ ・ 選切にこ	で行っていた。 ぐれ良好な施 進取していた。 支いのでは、 を表していた。 を表していた。 を表していた。 を表していた。 を表していた。	工に努めた。 を行っていた。 応していた。)	
		適合率が8 適合率が6	できない場合(0%以上・・・ 0%以上〜9 C 0%以上〜8 C	は中間評価「0.5 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	i]入力可とす ・・a(技術 ・・b(技術 ・・c(他の	る。 者が適切に配置 者がほぼ適切に 事項に該当しな 者の配置がやや	配置されている い)	3)				

改正後(新)	改正前(旧)	
川紙-1②から別紙―2③まで(略)	別紙-1②から別紙-2③まで(略)	

改正後(新)

入方法] 該当する項 査 項 目 チェッ	頁目の□の左の ック欄 ┃	評定結果	1 2 2 2 2 3 3 3 3 4		0.4 (0.000)	18. に「1」の	(77%)			緑色	:入力箇所	(
		未入力											
令遵守等	【共道		知 事	▽ (700	200			-			and the second	7
		表一1		Х (は発	注 者	O 1	昔 置	内	容	点	数	1
		口 1. 指名停止9か月以上									-20 点		-
		□ 2. 指名停止6か月以上□ 3. 指名停止3か月以上									- 15 点 - 13 点		-
		□ 4. 指名停止3か月未満									-10 点		
		二 年		「車 λ 札 参 加 營 ε	绿業素等指名停止	要領第11条によ	い 書面に上に	1撃告になった	- 提 会				
			・発注者から書	書面により警告(2 10/2/ 1 /2/10/6	, a mic s.	7 8 6 (6.8) /6					
		□ 5.文書警告	*発注者:知事	、公所長							- 8 点		
		□ 6. 文書注意	・事故の場合は	は、事故報告書る	を提出した事案で	『、発注者から書配	うにより注意した	たものについて	減点を行う		- 5 点		
		□ 7. 工事関係者事故又は					り注意がなかっ	た場合					
					することとなった		# + + OHA-	+ #>1.					
						■業員個人の責めに ニ手の指を挟み骨折					- 3 古		
		① 表 - 1 で評価する事例は	は、「当該工事の施	工に当たり、エ	E事関係者が下記	の適応事例で上表	の措置があった	」場合に適用	する.				_
		② 「施工」とは、請負契約	書の記載内容(エ	事名、工期、競	包工場所等)を履	行することに限定	する.		TO 10 (2) TO				
		③ 「工事関係者」とは、② その履行をするために従	0を腹行する上事規 4事する老に限定す	1場に従事するり - ス	見場代理人、監理	技術者、王仕技術	者、品質証明員	、請貝会社の	現場征事職	見及び当該工事に	こあたってト請契約し、		
		④ 表 - 1 の評価で複数項目			大きい項目を選定	し「1」を入力の	こと。 (「1」の	入力は一箇所の	りみとする。)			
		HAS STOLEN IN COLUMN STREET, S	CONCRETE OF SECTIONS										
	【総合	≦評価落札方式による工事									<u> </u>	W.	-
		表 - 2		評 価 (こ 係 る	評 価	項目	の履	行 結	果	点	数	
		[高度型] [標準型											
		□ 8. 履行率が60%未									-10 点		-
		□ 9.履行率が60%以□ 10.履行率が80%以									- 8 点		
		□11. 履行率が90%以									- 3 6		
		〔簡易型〕	1100787A										1
		□12.履行率が50%未満	i i								-10 点		
		□13. 履行率が50%以上									- 8 点		
		□14. 履行率が70%以上	80%未満								- 5 点		
		□15.履行率が80%以上 ①総合評価落札方式(高度、4 ②履行率は、総合評価落札方	- 1 0 0 %未満 標準、簡易型)によ j式の価格以外の評	2価項目について	て、工事完成時の	履行結果に基づき	再計算した評点	原と当初契約時	の評点の割っ	合とする。	- 5 点]
	[~ 0	□15.履行率が80%以上 ①総合評価落札方式(高度、4 ②履行率は、総合評価落札方 ③知事又は発注者の措置があ の他】	- 1 0 0 %未満 標準、簡易型)によ j式の価格以外の評	2価項目について	て、工事完成時の	に基づく減点も?	再計算した評点 合わせて行うも	Rと当初契約時のとする。	の評点の割る	合とする。 (th	- 3 点	坐女]
	[70	□15.履行率が80%以上 ①総合評価落札方式(高度、4 ②履行率は、総合評価落札方 ③知事又は発注者の措置があ の他】 表-3	- 1 0 0 %未満 標準、簡易型)によ j式の価格以外の評	2価項目について	て、工事完成時の	履行結果に基づき に基づく滅点も? の	再計算した評点 合わせて行うも(原と当初契約時 のとする。	の評点の割る	合とする。		数文	3
	[□15.履行率が80%以上 ①総合評価落札方式(高度、4 ②履行率は、総合評価落札方 ③知事又は発注者の措置があ の他】	- 1 0 0 %未満 標準、簡易型)によ j式の価格以外の評	2価項目について	て、工事完成時の	に基づく減点も?	再計算した評点 合わせて行うも(āと当初契約時のとする。	の評点の割る	合とする。 他	一 3 点	数]
		□ 1 6. 履行率が80%以上 ①総合評価落札方式(高度、 ②履行率は、総合評価落札方 ③知事又は発注者の措置があ の他】 表 3 □ 1 6. その他1 (理由: □ 17. その他2 (理由:	- 1 0 0 %未満 標準、簡易型)によ j式の価格以外の評	2価項目について	て、工事完成時の	に基づく減点も?	再計算した評点 合わせて行うもの	āと当初契約時のとする。	の評点の割る	合とする。 他	- 3 点	数]
令遵守等	【その	□ 1 5. 履行率が80%以上 ①総合評価落札方式(高度人 ②履行率は、総合評価落札方 ③知事又は発注者の措置があ の他】 表-3 □ 1 6. その他1(理由: □ 1 7. その他2(理由:	- 1 0 0 %未満 標準、簡易型)によ 5式の価格以外の評 5 った場合は「表 - そ	₽価項目(こついて ・1 知事又は発	て、工事完成時の 注者の措置内容」	のの	合わせて行うもの	のとする。		他	- 3 点 , 点) - 2 点) - 1 点	数]
令遵守等		□ 1 6. 履行率が80%以上 ①総合評価落札方式(高度、 ②履行率は、総合評価落札方 ③知事又は発注者の措置があ の他】 表 3 □ 1 6. その他1 (理由: □ 17. その他2 (理由:	- 1 0 0 %未満 標準、簡易型)によ 5式の価格以外の評 5 った場合は「表 - そ	₽価項目(こついて ・1 知事又は発	て、工事完成時の 注者の措置内容」	のの	合わせて行うもの	のとする。		他	- 3 点 , 点) - 2 点) - 1 点	数	
令遵守等		□ 1 5. 履行率が80%以上 ①総合評価落札方式(高度人 ②履行率は、総合評価落札方 ③知事又は発注者の措置があ の他】 表-3 □ 1 6. その他1(理由: □ 1 7. その他2(理由:	- 100%未満 標準、簡易型)によ 病式の価格以外の評 うった場合は「表 - そ そ 事又は発注者の措置	を価項目について ・1 知事又は発 で ・1 知事では発	て、工事完成時の 注者の措置内容」 また、8~150	(c 基づく減点も) の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	今わせて行うも(中価項目の履行)	のとする。	或点、 1 6 ,	他	- 3 点 , 点) - 2 点) - 1 点	数	3
令遵守等		□ 1 6. 履行率が80%以上 ①総合評価落札方式(高度) ②履行率は、総合評価落札方(高度) ③履行率は、総合評価落札方 ③知事又は発注者の措置があ	- 100%未満 標準、簡易型)によ 病式の価格以外の許 らった場合は「表 - そ そ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	で価項目について 1 知事又は発 置はなかった。	で、工事完成時の 注者の措置内容」 また、8~156 合の適応事例]((c 基づく減点も) の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	今わせて行うも(中価項目の履行)	のとする。	或点、 1 6 ,	他	- 3 点 , 点) - 2 点) - 1 点	敦]
令遵守等	【共道	□ 1.6. 履行率が809%以上 □ 2.6 機行率は、総合評価係利力(高度、 □ 履行率は、総合評価係利力(物)	- 100%未満 標準、簡易型)によ 標式の価格以外の評 5つに場合は「表 - そ 事又は発注者の措 01~7のいずれか 変資料等が虚偽であ	で	で、工事完成時の 注者の措置内容」 また、8~156 合の適応事例]((c 基づく減点も) の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	今わせて行うも(中価項目の履行)	のとする。	或点、 1 6 ,	他	- 3 点 , 点) - 2 点) - 1 点	故	
令遵守等	【共道	□ 1 6. 履行率が80%以上 ①総合評価落札方式(高度) ②履行率は、総合評価落札方(高度) ③履行率は、総合評価落札方 ③知事又は発注者の措置があ	- 100%未満 標準、簡易型)によ 病式の価格以外の評 うった場合は「表 - そ そ マ マ ス の で の で の で い の で の の の の の の の の の の の	2価項目について 1 知事又は発2 はなかった。ごを措置した場合 った事実が判明 、継を行った。	で、工事完成時の 注者の措置内容」 また、8~156 合の適応事例]((c 基づく減点も) の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	今わせて行うも(中価項目の履行)	のとする。	或点、 1 6 ,	他	- 3 点 , 点) - 2 点) - 1 点	数	
令遵守等	【共道	□ 1.5. 履行率が8.0%以上 ①総合評価落札方式(高度、 ②履行率は、総合評価溶札方式(高度、 ③別事又は発注者の措置があり他 表 3 □ 1.6. その他1(理由: □ 1.7. その他2(理由: □ 1.8.上表1~7までの知3 【知事又は発注者が表 - 1.0. 1.4. 1.4. 1.4. 1.4. 1.4. 1.4. 1.4.	- 100%未満 標準、簡易型)によ 標準、簡易型)に表 標準、簡易型)に表 のった場合は「表 そ そ を 事文は発注者の指 が 直 資料等が譲渡いる が を 資業に 有 題だする を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	価項目について 1 知事又は発。置はなかった。を措置した場合 った事実が判断 が概を行った。機を行った。機を行った。砂利採取法に適 砂利採取法に適	て、工事完成時の 注者の指置内容」 また、8~150 合合の適応事例】(月した。	(に基づく滅点も)のの対象合評価(に係る)。	卒価項目の履行: の入力欄に「1	のとする。 結果に基づく演 」を入力する	或点、 1 6 ,	他	- 3 点 , 点) - 2 点) - 1 点	数	
令遵守等	【共道	□ 1.6. 履行率が8.0 %以上 □ 1.6. 履行率が8.0 %以上 □ 総合評価落札方式(高度、 □ 履行率は、総合評価落札方 ③ 知事文は発注者の措置があ → 他 芸ー3 □ 1.6. その他1 (理由: □ 1.7. その他2 (理由: □ 1.7. その他2 (理由: □ 1.8. 上表1 ~ 7までの知: 【知事又は発注者が表 ~ 1.0 1. 入札前に提出した調音 2. 承諾なしに権利義務場。 4. 産業廃棄物処理法に遺名、豊田人に関わるが増収 4. 産業廃棄が処理法に適ら、当該工事関係者が増収 6. 当該工事関係者が増収	- 100%未満 標準、簡易型)によ 標式の価格以外の評 うった場合は「表ー そ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	価項目について 1 知事又は発 立なかった。 を措置した場合 った事実が判明 継を行った。 砂利採取法にた。 砂利採取法にた。	て、工事完成時の 注者の指置内容」 また、8~156 合の適応事例】(月した。	(に基づく滅点も)のの対象合評価(に係る)。	卒価項目の履行: の入力欄に「1	のとする。 結果に基づく演 」を入力する	或点、 1 6 ,	他	- 3 点 , 点) - 2 点) - 1 点	数	
令遵守等	【共道	□ 1.5. 履行率が80%以上 ・ 総合評価落札方式(高度、 ・ 砂を合評価落札方式(高度、 ・ の履行率は、総合評価溶札方 ・ 物 事 又は発注者の措置があ ・ 1.5. その他1(理由:・ 1.5. その他2(理由:・ 1.5. その他2(理由:・ 1.5. をの他2(理由:・ 1.5. をの他2(理由)・ 1.5. をの他2(- 1 0 0 %未満 標準、簡易型)によ 標準、簡易型)によ に が のこのに場合は のこのに を を は 発生者 に は の に の が に の に を は り い の に を は り い の に を は り い の に と り い し の に と り い ら っ に と る ら る と り ら 、 と り ら 、 と り ら 、 と り ら と り を と り を た よ り き た と り を た と り を と り を と の と の と の と の と の と の と の と の と の と	価項目について 1 知事文は発 2 はなかった。 を措置した場合 実がある。 を持つった。 を持ついた。 を持ついた。 を持ついた。 はないがった。 はないがった。 はないがった。 はないがった。 はないがった。	て、工事完成時の 注者の指置内容」 また、8~156 合の適応事例】(月した。	(に基づく滅点も)のの対象合評価(に係る)。	卒価項目の履行: の入力欄に「1	のとする。 結果に基づく演 」を入力する	或点、 1 6 ,	他	- 3 点 , 点) - 2 点) - 1 点	故]
令遵守等	【共道	□ 1.5. 履行率が80%以上 ・ 総合評価落札方式(高度、 ・ 砂を合評価落札方式(高度、 ・ の履行率は、総合評価溶札方 ・ 物知事又は発注者の措置があ ・ 世間・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	- 1 0 0 %未満 標準、簡易型)によ解 標準、簡易型外によ解 点の価格合は、 うった場合は、 を を を を を は 発 に は る の が よ の は を は の は を は の は を は の は を は の は で は る る る る に は る る る る よ よ り き 、 ま と り ら る 、 よ り ら る 、 よ り き 、 と り を り を り を り を り を り を り と の は 、 と り を り を り を り を り を り を り を り を り を り	価項目について 1 知事 又 (2 発)	て、工事完成時の 注者の指置内容」 また、8~156 合の適応事例] (月した。 急反する無許可採 事実が判明した。	(に基づく滅点も)のの対象合評価(に係る)。	卒価項目の履行: の入力欄に「1	のとする。 結果に基づく演 」を入力する	或点、 1 6 ,	他	- 3 点 , 点) - 2 点) - 1 点	数	
令遵守等	【共道	□ 1.6. 履行率が8.0 %以上 □ 1.6. 履行率が8.0 %以上 □ 2.6. 受履行率は、総合評価落札方式高度、 □ 2.6. 受履行率は、総合評価落札方数 ● 3.0 □ 1.6. その他1 (理由: □ 1.6. その他2 (理由: □ 1.7. その他3 (理由: □ 1.7. その他4 (権利義) 第5条条(1.7. 上版 1.7. 下部理法院追收明4. 企業該工事関係的条例表述法院違收明4. 企業該工事関係的表述表述。 5. 当該を以往検查の実の係数 ● 5. 当該を以往検查の実の施を	100%未満 標準、 簡易型)によって	価項目について 1 知事又は発 2 はなかった。 電はなかった。 と を措置した。に を接きれた取法にで、 は は ないないでは、 は ないないでする。 ないないでする。	て、工事完成時の 注者の指置内容」 また、8~156 合の適応事例】(月した。 種反する無許可採 事業検等された。	(に基づく減点も) の の の の の を の の の の の の の の の の の の の	存価項目の履行: の入力欄(に「1 適反する事実か	お果に基づく海 は果に基づく海 」を入力する。	或 感、 1 G .	17のその他滅	- 3 点 点) - 2 点) - 1 点 点はなかった。	致	
令遵守等	【共道	□ 1.6. 履行率が80%以上 □ 2.6 評価落札方式(高度、 ② 應行率は、総合評価落札方式(高度、 ② 履行率は、総合評価溶札方式(高度、 ③ 加事 又は発注者の措置があ ② □ 1.6. その他1(理由: □ 1.7. その他2(理由: □ 1.7. その他2(理由: 1. 入札前に足権可義務等。 3. 使用人に関する理法に推り義務等。 4. 産業廃棄物の理法階級。 5. 当該工事請対法に違反するさる 5. 当該工事請対法に違反するさる 6. 一括丁請計法に違反するころ 8. 労働等は、受験を選挙は、受験を選挙は、対策を関係者が関係。 9. 監督に、会員の実施入り、 1.0. 下請付金を期口、内に	100%未満 標準、簡易型)によ 標準、簡易型外の 一般を からった場合は「表ー」 を 事文は発注者の が に の の の の の の の の の の の の の の の の の	価項目について 1 知事 又 (2 発) 置はなかった。 置はなかった。 を 2 実った。 (3 表) を 3 表 のは公に強切けた。 (3 表) を 4 単呼 といる。 (3 表) を 4 単呼 といる。 (3 表) を 3 表 が 等 さなとに はないません。 (3 表) はないません。 (3 表) で 4 まで、 (3 表) はないません。 (3 表) で 5 まで、 (3 表) で 7 まで、 (3 まで、) で 7 まで、 (3	て、工事完成時の 注者の指置内容」 また、8~156 合の適応事例】(月した。 全反する無許可採 事実が判明した。 送検等された。 り妨げた。 金の額を滅してい	(に基づく減点も) の の の の の を の の の の の の の の の の の の の	存価項目の履行: の入力欄(に「1 適反する事実か	お果に基づく海 は果に基づく海 」を入力する。	或 感、 1 G .	17のその他滅	- 3 点 点) - 2 点) - 1 点 点はなかった。	故	
令遵守等	【共道	□ 1.6. 履行率が80%以上 □ 2.6 評価落札方式高度、 ② 應行率は、総合評価落札方式高度、 ② 應行率は、総合評価落札方式高度、 ③ 知事又は発注者の措置があ ② □ 1.6. その他1 (理由: □ 1.7. その他2 (理由: □ 1.7. その他2 (理由: □ 1.8.上表1~7までの知: □ 1.2. 承諾なしに権利義務働等、 ② 3. 使用人に関する理法階の系統。 □ 括5 上表 1 次 1 第 2 地域 1 2 次 2 地域 2 2 2 2	100%未満 標準、簡易型外によい 標準、簡易型外によい である。 である。 である。 では発生を である。 では発生に である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	価項目について、	て、工事完成時の 注者の指置内容」 また、8~156 合の適応事例】(月した。 量反する無許可採 身と検験げた。 以めが顔を滅じてい りなの録を滅してい りなの命・料機(団	のかける できます できます できます できます できます できます できます できます	容わせて行うもの 平価項目の度行: の入力欄に「1 違反する事実か 払選延等防止注 構成員、準構成員、準構成員、準構成員、	のとする。 結果に基づく演 」を入力する。 が判明した。 た第4条に規定 気員、企業舎第	成点、16.) する親事業等、暴力団	他 1 7のその他滅 6 6 の遵守事項に返	- 3 点 点 1 点 1 点 点 になかった。	数	
令遵守等	【共道	□1.6. 履行率が8.0 %以上 □2.6	100%未満 標準、 簡易型)によって 10%未満 10%	価・項目についた。 知事文はなかった。場合 判明・ はなかった。場合 判事でたる。 にたる。 はなかった。場合 判した。 にたる。 にんたる はただれた。 にんたる 対した できる というにない は法 が 等づる にんだれ 対した はんれ 対した はんれ 対した はんれ 対した はんれ 対した はんれ 対した はんれ がした はんれ がした はんれい はんれい はんれい はんれい はんれい はんれい はんれい はんれい	て、工事完成時の 注者の指置内容」 また、8~156 合の適応事例】(月した。 としてる無許可採 事と快等された。 送り続げた。滅じ、 とのの額で、耳していい 団の事で、耳していいのの。 で、取じていいのの。 で、取じていいのの。 のので、耳組織 ラカロ	(に基づく滅点も行のの) の総合評価に係る計 該当する事例の左 取等の関係法令に るなど下請代金 支体対 質に所属する はに所属する など に所属する など できる など しょう はんしょう はんしょく はんしょ はんしょく はんしょ	容わせて行うもの 平価項目の度行: の入力欄に「1 違反する事実か 払選延等防止注 構成員、準構成員、準構成員、準構成員、	のとする。 結果に基づく演 」を入力する。 が判明した。 た第4条に規定 気員、企業舎第	成点、16.) する親事業等、暴力団	他 1 7のその他滅 6 6 の遵守事項に返	- 3 点 点 1 点 1 点 点 になかった。	章文	
令遵守等	【共道	□1.6. 履行率が80%以上 □2.6 評価序札方式高度。 ②度行率は、総合評価序札方式高度。 ②度行率は、総合評価序札方式高度。 ③知事文は発注者の措置があ の他 表-3 □1.6. その他1(理由: □1.7. その他2(理由: □1.7. その他2(理由: □1.7. その他2(理由: □1.8. 上表1~7までの知: 【知事又は発注者が表-1.0。 1. 入札前にに権利の発生を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	- 100%未満 標準、簡易型外によい 一個の表現 一個の表現 一個の表現 一個の表現 一個の表現 一個の表現 一個の表現 一個の表現 一個の表現 一個の表現 一個の表現 一個の表現 一個の不可 一個の不可 一個の不可 一個の不可 一個の不可 一個の不可 一位の 一個の 一個の 一個の 一個の 一個の 一個の 一個の 一個の 一個の 一個	価項目についた。 電面項目についた。 電性を表示を表する場合では、 電性を表する場合である。 電性を表する場合である。 電性を表する当に、 は法にが判れている。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	て、工事完成時の 注者の相差内容」 また、8~156 合の連応事例】(月した。 量反する無許可採 多とと検験でれた。 り位の額を滅していて り位のの違いではそれた。 りかでは、減していて りかでする。 別のの違いにのでは、 日本によるできた。 日本にはそう事実を行っていていていていていていていていていていていていていていていていていていてい	(に基づく滅点も) の の か か か か か か か の か が か の が か の が が の が が が が	宇価項目の度行: の入力欄(こ「1 違反する事実か 払遅延等防止 浸 構成員、準構成員 されている。	のとする。 結果に基づく演 」を入力する。 が判明した。 に第4条に規定を業の利、砂、防節	成点、16.) する親事業 等、暴力団! シート、軍!	他 1 7のその他滅 6 6 の遵守事項に返	- 3 点 点 1 点 1 点 点 になかった。	欽	
令遵守等	【共道	□1.6. 履行率が8.0 %以上 □2.6	100%未満 標準、 簡易型)によって 10%未満 10%未満 10%	価項目につい発: 知事文はな かった 場合 明・ にたる。 な と	て、工事完成時の 注者の相様 内容 注者の相様 内容 計画 大田 一部	(に基づく滅点も) の の か か か か か か か の か が か の が か の が が の が が が が	宇価項目の度行: の入力欄(こ「1 違反する事実か 払遅延等防止 浸 構成員、準構成員 されている。	のとする。 結果に基づく演 」を入力する。 が判明した。 に第4条に規定を業の利、砂、防節	成点、16.) する親事業 等、暴力団! シート、軍!	他 1 7のその他滅 6 6 の遵守事項に返	- 3 点 点 1 点 1 点 点 になかった。	数	
令遵守等	【共道	□1.6. 履行率が8.0 %以上 □1.6. 履行率が8.0 %以上 □総合評価落札方式(高度、 ②履行率は、総合評価落札方数 ● 1.0. を	- 100%未満 標準、簡易型)によ 標準、簡易型外で表 標準、簡易以外で表 ・ 1 変第件に ・ 2 を ・ 2 を ・ 2 を ・ 2 を ・ 3 を 3 を	一価項目につい発: 電面項目につい発: 電面項目につい発: 電面で表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表	て、工事完成時の 注者の相様 内容 注者の相様 内容 計画 大田 一部	(に基づく滅点も) の の か か か か か か か の か が か の が か の が が の が が が が	宇価項目の度行: の入力欄(こ「1 違反する事実か 払遅延等防止 浸 構成員、準構成員 されている。	のとする。 結果に基づく演 」を入力する。 が判明した。 に第4条に規定を業の利、砂、防節	成点、16.) する親事業 等、暴力団! シート、軍!	他 1 7のその他滅 6 6 の遵守事項に返	- 3 点 点 1 点 1 点 点 になかった。	章文	
令遵守等	【共道	□ 1.6. 履行率が80%以上 □ 2.6 設合評価係和方式高度、 ② 履行率は、総合評価係和方式高度、 ② 履行率は、総合評価係和方式価度 ③ 知事又は発注者の措置があ ② 1.6. その他1 (理由: □ 1.7. その他2 (理由: □ 1.7. その他2 (理由: □ 1.8. 上表 1~7までの知: 【知事又は発注者が表 - 1 の 1. 入札前にに保権引要が表 3. 使用人に関助の場 3. 使用人に関助の場 3. 使用人に関助の場 3. 使用業廃棄解防 4. 廃産業工等防 4. 廃産業工等防 4. 原産業工 6. 当該下管理法に違の実以违道、6. 当該下管理法に違の実以违道、6. 当該下管理法に違の実以违法(1.2. 受害 10. 下请付にマンが不違定財防に「1.2. 受け、11.2. 受け、11.2 では、11.2 では、11.2 では、11.3 では、11.3 では、11.4	100%未満 標準、簡易型)によ 標準、簡易型)によ 標準、簡易以外で表 の表 の表 の表 の表 の表 の表 の表 の を を を を の の を の の を の の の の	価項目についた。 電 知事 又 (対策) 電 はなかった。 電 大	また、8~156 合の適応事例】(月した。 種反する無許可採 多ででは、1000年では	(に基づく滅点も) の の 総合評価に係る! 該当する事例の左 取等の関係法令に るなど下請代金 を 体)」に所属する記 対策判明した損害を 又は重大な損害を	音わせて行うもの 平価項目の履行! の入力欄(こ「1 達反する事実か 払選延等防止法 構成員、準高 構されている条損害	のとする。 結果に基づく演 」を入力する。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	成点、16.) する親事業 等、暴力団! シート、軍!	他 1 7のその他滅 6 6 の遵守事項に返	- 3 点 点 1 点 1 点 点 になかった。	数	
令遵守等	【共演	□1.5. 履行率が8.0 9 SU 以上 り総合評価等札方式(高度、 ②履行率は、総合評価等札方式(高度、 ②履行率は、総合評価等札方、 数十分では、2000年で	1 0 0 %未満標準、 病多型)によ済 標準、 病多型)によって 病式の価格包は、	一種 項目につくは発生 では、 一番 では	て、工事完成時の 注者の指置内容」 注者の指置内容」 また、8~150 合の適応事例】(月した。 量反する無許した。 以妨げだた。滅じてい ののあっていいいい系 を行いました。 ののあって知ば機力事事故 を行い事関係 を行います。 の適応事例】(の かけん できます できます できます かいます できます できます できます できます できます できます できます でき	宇価項目の履行: の入力欄(に「1 達反する事実) 払選延等防止法構成員、よる。 構なしている。損害	のとする。 結果に基づく演 」を入力する。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	成点、16.) する親事業 等、暴力団! シート、軍!	他 1 7のその他滅 6 6 の遵守事項に返	- 3 点 点 1 点 1 点 点 になかった。	数	
令遵守等	【共演	□ 1.6. 履行率が80%以上 □ 2.6 設合評価係和方式高度、 ② 履行率は、総合評価係和方式高度、 ② 履行率は、総合評価係和方式価度 ③ 知事又は発注者の措置があ ② 1.6. その他1 (理由: □ 1.7. その他2 (理由: □ 1.7. その他2 (理由: □ 1.8. 上表 1~7までの知: 【知事又は発注者が表 - 1 の 1. 入札前にに保権引要が表 3. 使用人に関助の場 3. 使用人に関助の場 3. 使用人に関助の場 3. 使用業廃棄解防 4. 廃産業工等防 4. 廃産業工等防 4. 原産業工 6. 当該下管理法に違の実以违道、6. 当該下管理法に違の実以违道、6. 当該下管理法に違の実以违法(1.2. 受害 10. 下请付にマンが不違定財防に「1.2. 受け、11.2. 受け、11.2 では、11.2 では、11.2 では、11.3 では、11.3 では、11.4	1 0 0 %未満標準、 病多型)によ済 標準、 病多型)によって 病式の価格包は、	一種 項目につくは発生 では、 一番 では	て、工事完成時の 注者の指置内容」 注者の指置内容」 また、8~150 合の適応事例】(月した。 量反する無許した。 以妨げだた。滅じてい ののあっていいいい系 を行いました。 ののあって知ば機力事事故 を行い事関係 を行います。 の適応事例】(の かけん できます できます できます かいます できます できます できます できます できます できます できます でき	宇価項目の履行: の入力欄(に「1 達反する事実) 払選延等防止法構成員、よる。 構なしている。損害	のとする。 結果に基づく演 」を入力する。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	成点、16.) する親事業 等、暴力団! シート、軍!	他 1 7のその他滅 5 6 の遵守事項に返	- 3 点 点 1 点 1 点 点 になかった。	章文	
令遵守等	【共道	□1.6. 履行率が8.0 %以上 □1.6. 履行率が8.0 %以上 ○総合評価等札方式(高度、 ②履行率は、総合評価等札方(高度、 ②度行率は、総合評価係札方(数理) 数-3 □1.6. その他1 (理由: □1.7. その他2 (理由: □1.8. 上表1~7.までの知3 (理由: □1.8. 上表1~7.までの知3 (理由: □1.8. 上表1~7.までの知3 (理達工事理技術者の方法時間が規格がある方すが表現上に違の実力技術者の方式を指数をは、2.5. 監督・政策をは、2.5. 監督・政策をは、2.5. というでは、2.5. という		価・項目につくは発: コ 知事 文 はな がった 、 場 中 い に が た で が は が で が で が で が で が で が で が で が で が	て、工事完成時の 注者の相様と また、8~156 合の適応事例】(月した。 を を りがする。 が りがげがた。 成じ、 はのの額で下はいいいに、 ののあるっていいので、 はのので、 はのので、 はのので、 はのので、 はのので、 はのので、 はので、 は	のかに基づく減点も行 の の が を の の が を の の が の の が の の が の の が の の が の の の の	平価項目の履行: の入力欄に「1 違反する事実か 払渡延等防止技構成員、準備のでいる。 構成している。最初では、の人力機では、この人力機である。 は、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	のとする。 結果に基づく演 」を入力する。 が判明した。 転第4条に規定 成員、企業舎第 のも、 防さし 、力する)	成点、16.) する親事業 等、暴力団 シート、軍・	他 17のその他滅 6の遵守事項に連 9のであること 18である。	- 3 点 点 1 点 1 点 点 になかった。	教	
令遵守等	【共道	□ 1. 5. 履行率が80%以上 □ 1. 6. 履行率が80%以上 ①総合評価席札方託価係 1. 7 2 2 3 2 3 2 1 1 6 3 2 3 2 3 2 3 2 3 3 2 3 3 2 3 3 3 3 3		価項目についた。 知事する。 関連なかった、場合 関連なかった。場合では、 を指定を行った。 をおを行った。 はなに強制取反した。は代れた反反した。 は代にに強切を取りた。 は代にに強切を取りた。 は代れた団といる。 は代れたのでは、 はとが概のをしている。 は、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に	て、工事完成時の 注者を指置内容 注者を指置内容 は注意を には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	(に基づく滅点もののの) (記述の) (記述	会わせて行うもの 平価項目の度行: の入力欄に「1 達反する事実か 払遅延等防止法域の 構されてい公衆損害 横されてい公衆損害 横に「1」を入 又は発注者のの	のとする。 結果に基づく演 」を入力する。 が判明した。 に第4条に規定参助 に関連を表して、 の利、砂、防しし、 、力する)	成点、16.) する親事業 等、暴力団 ンート、軍: た。	他 17のその他滅 6の遵守事項に过 6の適守事項に过 70年の物品の納フ	- 3 点	数	
令遵守等	【共道	□1.6. 履行率が8.0 %以上 □1.6. 履行率が8.0 %以上 ○総合評価等札方式(高度、 ②履行率は、総合評価等札方式(高度、 ②履行率は、総合評価係札方(の) 別 表-3 □1.6. その他1 (理由: □1.7. その他2 (理由: □1.8. 上表1~7までの知3. 使用人に関助の型者が表明。 1.0. 承請なしに根権する方法と関係が第2人に関係第一次の表別を提供を選集に違の実力法と関係を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を		価・項目につくは発生を表す。 はなかった、 会 判・ はなかった、 会 判・ なんだい にんしょう はなかった した がかった した がかった した がかった した がかった した がかった した がった した かった できる はんだい はんだい はんだい はんだい はんだい はんだい はんだい はんじょう はんだい はい	て、工事完成時の音) 注者の指置内容 注者の適応事例】(目した。 をしてする場別した。 をしてする場別した。 とり始の頭で下れていいのでは、 にのゆるでは、一般のでは、 はのでは、 とのでと。 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 と。 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでと。 とのでは、 とのでと。 とのでは、 とので。 とので。 と。 とので。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。	(に基づく滅点も行のの) か () () () () () () () () ()	中価項目の履行! の入力欄に「1 違反する事実力 払渡延等防止接続の員、準る人 構されている。大人 を入った公衆損害 欄に「1」を入 、又者が表一1の知	のとする。 結果に基づく。 は 単明した。 は 第 4 条にに 規定	成点、16.) する親事業 等、暴力団 ト、軍 ・ た。 ていなかから の指置内容	他 1 7のその他滅 6 の遵守事項に延 6 の遵守事項に延 7 の表の他滅 6 の遵守事項に 7 の表の他 8 の違守事項に 8 の過 9 の違 9 の変 1 の変		京文	
令遵守等	【共道	□ 1. 5. 履行率が80%以上 □ 1. 6. 履行率が80%以上 ①総合評価席札方託価係 1. 7 2 2 3 2 3 2 1 1 6 3 2 3 2 3 2 3 2 3 3 2 3 3 2 3 3 3 3 3		価・項目につくは発生を表す。 はなかった、 会 判・ はなかった、 会 判・ なんだい にんしょう はなかった した がかった した がかった した がかった した がかった した がかった した がった した かった できる はんだい はんだい はんだい はんだい はんだい はんだい はんだい はんじょう はんだい はい	て、工事完成時の音) 注者の指置内容 注者の適応事例】(目した。 をしてする場別した。 をしてする場別した。 とり始の頭で下れていいのでは、 にのゆるでは、一般のでは、 はのでは、 とのでと。 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 と。 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでと。 とのでは、 とのでと。 とのでは、 とので。 と。 とので。 とので。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。	(に基づく滅点も行のの) か () () () () () () () () ()	中価項目の履行! の入力欄に「1 違反する事実力 払渡延等防止接続の員、準る人 構されている。大人 を入った公衆損害 欄に「1」を入 、又者が表一1の知	のとする。 結果に基づく。 は 単明した。 は 第 4 条にに 規定	成点、16.) する親事業 等、暴力団 ト、軍 ・ た。 ていなかから の指置内容	他 1 7のその他滅 6 の遵守事項に延 6 の遵守事項に延 7 の表の他滅 6 の遵守事項に 7 の表の他 8 の違守事項に 8 の過 9 の違 9 の変 1 の変		致	

改正前(旧)

工事成績調書の考査項目別採点運用表 別紙-24 ク欄のいずれかに (措置内容に該当しなくとも表の18. (こ「1」の入力要) : 入力箇所 (総括監督員) 考 杳 項 日 7. 法令遵守等 【共通】 类女 □ 1. 指名停止9か月以上 -20 点 □ 2. 指名停止6か月以上9か月未満 - 15 点 □ 3. 指名停止3か月以上6か月未満 - 13 点 □ 4. 指名停止3か月未満 -10 点 ・宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領第11条により、書面により警告になった場合。 ・発注者から書面により警告になった場合。 □ 5. 文書警告 *発注者:知事、公所長 □ 6. 文書注意 ・事故の場合は、事故報告書を提出した事案で、発注者から書面により注意したものについて滅点を行う。 5 占 ロ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、書面により注意がなかった場合 ・適用は、事故報告書を提出することとなった場合とする。 ・週用は、+の(報告者を採血り。こととはつに場合とりる。 (もらい事故や交通事故は含まない。また、作業員個人の責めに帰すものは含まない。 例えば、現場事務所へ入ろうとした際、ドアに手の指を挟み骨折した場合など。) ① 表-1で評価する事例は、「当該工事の施工に当たり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、 その履行をするために従事する者に限定する ④ 表-1の評価で複数項目に該当する場合は、減点の一番大きい項目を選定し「1」を入力のこと。(「1」の入力は一箇所のみとする。) 【総合評価落札方式による工事】 合評価 に係る評価項目の 45 [高度型] [標準型] □ 8. 履行率が60%未満 -10 点 □ 9.履行率が60%以上 80%未満 □10.履行率が80%以上 90%未満 5 点 □11.履行率が90%以上100%未満 3 点 〔簡易型〕 □12. 履行率が50%未満 -10 点 □13.履行率が50%以上 70%未満 - 8 点 □14. 履行率が70%以上 80%未満 - 5 点 □15. 履行率が80%以上100%未満 - 3 点 ①総合評価落札方式(高度、標準、簡易型)により契約した工事に適用する。
②履行率は、総合評価落札方式の価格以外の評価項目について、工事完成時の履行結果に基づき再計算した評点と当初契約時の評点の割合とする。 ◎知事又は発注者の措置があった場合は「表-1 知事又は発注者の措置内容」に基づく滅点も合わせて行うものとする。 【その他】 表 - 3] 16. その他1(理由: 7. 法令遵守等 \Box 18.上表1 \sim 7までの知事又は発注者の措置はなかった。また、8 \sim 15の総合評価に係る評価項目の履行結果に基づく滅点、16,17のその他滅点はなかった。 【知事又は発注者が表-1の1~7のいずれかを措置した場合の適応事例】 (該当する事例の左の入力欄に「1」を入力する) 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 9. 室台×は快直の失徳で、イーはに力がいるなどにより切りに。 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を滅じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する規事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは秦力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防官シート、軍手等の物品の納入、土木作業員 やガードマンの受入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 15. 検査規定第13条により粗雑工事を手直しした場合 6 約款第41条による瑕疵の修補又は損害賠償の請求が行われた場合 【総合評価に係る履行結果が表-2のいずれかに該当した場合の適応事例】(17.の左の入力欄に「1」を入力する) 17. 総合評価落札方式における価格以外の評価項目について受注者の責による不履行があった。 【考査結果の修正に係る適応事例】 桁来の移止に体る短ルマ中列 18.上記1~16の適応事例に該当する事実が確認されたが、完成検査成績調書作成時に知事又は発注者の処分が決定されていなかった場合。 A.上記1~16の適応事例に該当する事実が工事目的物引き渡しを受けた後に判明し、受注者が表−1の知事又は発注者の措置内容の処分を受けた場合。 B.表−1の知事又は発注者の措置内容により完成検査成績調書作成時に減点した後に、前項Aに該当し知事又は発注者の措置内容の処分が重くなった(減点が大き く) なった場合。 ○. 工事目的物の引き渡しを受けた後、発注者が工事請負契約書に規定する瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求し、その結 果受注者が表 - 1 の知事又は発注者の措置内容の処分を受けた場合。

改正後 (新)	改正前(旧)	
(完成) 別紙-3①から(中間)別紙-3④まで(略)	(完成)別紙-3①から(中間)別紙-3④まで(略)	

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。